

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社ジェイ・イー・サポート低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート(以下「ジェイ・イー」という。)が実施する、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)に係る手数料について、必要な事項を定める。

(技術的審査手数料)

第2条 業務規程第12条第1項に規定する技術的審査業務に係る手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(申請手数料の増額又は減額)

第3条 ジェイ・イーは、技術的審査業務が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料を増額又は減額することができる。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改正：平成26年4月1日

改正：令和3年4月1日

改正：令和3年8月1日

(別表)

1. 新築における技術的審査業務

1) 住宅

(1) 一戸建ての住宅 (消費税込金額)

ア 単独審査	200㎡以下	35,200円
イ 単独審査	200㎡超	41,800円
ウ 併願審査(設計住宅性能評価)	200㎡以下	5,500円
エ 併願審査(設計住宅性能評価)	200㎡超	7,700円

(2) 共同住宅等

別途見積りによる。

2) 複合建築物

別途見積りによる。

3) 非住宅建築物

別途見積りによる。

2. 技術的審査のその他の料金

1) 変更技術的審査

上記各料金の2分の1の額とする。

ただし、次の場合はそれぞれのとおり適用する。

- (1) 共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、一住戸あたり5,000円(税込5,500円)を乗じた額とすることができる。
- (2) 直前の技術的審査を他機関が行っている場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとする。

2) 再発行

1通につき5,500円(消費税込)とする。